

議員提出議案第 3 号

性犯罪に関する刑法について被害の実態に即した改正を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 2 年 3 月 24 日

提出者 西東京市議会議員 納 田 さおり

賛成者 西東京市議会議員 大 林 光 昭

賛成者 西東京市議会議員 中 村 すぐる

賛成者 西東京市議会議員 佐 藤 大 介

賛成者 西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

賛成者 西東京市議会議員 田村 ひろゆき

性犯罪に関する刑法について被害の実態に即した改正を求める意見書

性犯罪は決して許されない人権侵害であり、被害者の人格や尊厳を著しく脅かし、心身に長期間にわたって深刻な影響を及ぼす重大な犯罪である。

平成29年6月、明治40年に刑法が制定されて以来110年ぶりとなる大幅改正が行われ、性犯罪の構成要件が見直されるとともに、罰則が強化された。

また同年7月施行の改正刑法には附則が設けられ、政府が施行後3年を目途とし、性犯罪の実情や改正法の施行状況等を踏まえた検討を加え、所要の措置を講ずるとされている。

これを受け、平成30年5月、法務省に「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」が設置され、以後、性犯罪・性暴力に関する実態調査、被害当事者・支援団体等のヒアリング、性犯罪の取り扱いに関する国際比較等を行い、現在、取りまとめを行っている最中である。

一方、平成31年3月には娘に性的虐待を行っていた父親が、被害者の同意のない性行為だと認定されながらも一審判決で無罪になるといった事例が相次いだため、全国で性暴力反対を訴えるフラワーデモが展開されるとともに、刑法改正を求める9万4,231筆のオンライン署名が本年3月17日に森法務大臣に提出された。

これら、性犯罪・性暴力の実態を踏まえない判決は、平成29年改正時の法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会、もしくはその前段となる検討会の委員に、性暴力被害当事者は参加せず、被害の実態を熟知する法律家等の専門家の比率も低かったことで、暴行・脅迫要件や抗拒不能の見直し等が実現しなかった影響が大きいと考えられている。

そこで、今後、刑法改正を検討する法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会、もしくはその前段となる検討会には、性暴力被害当事者と性暴力被害の現場で支援に携わる法律家や支援者等の委員比率を引き上げ、積み残された課題や新たな課題に対しては、性犯罪・性暴力の実態に即した犯罪構成要件や量刑の構築を進めることを求める。

また、平成29年改正時において、検討されたにもかかわらず、見直しが実現しなかった「暴行・脅迫要件の見直し(不同意性交に関する規定の創設)」、「公訴時効の撤廃または停止」、「地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設」、「性交同意年齢を13歳未満から引き上げ」、その他検討が求められる事項について、性暴力被害当事者や支援者の意見を尊重した上で刑法改正を実現し、性犯罪・性暴力の根絶に向けた実効性のある取り組みを加速していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 田 中 のりあき

提出先 内閣総理大臣、法務大臣